

インターネット上の違法・有害情報を巡る独・仏の動向

2021年3月17日



株式会社三菱総合研究所
デジタル・イノベーション本部

目次

I. ドイツ：ネットワーク執行法	2
1. 透明性レポート	3
2. 執行状況	5
3. 評価レポート	7
4. 法改正の動向・経緯	9
【参考】	10
II. フランス：インターネット上のヘイトコンテンツ対策法	13
1. 経緯・対象	14
2. 改正法の内容	15

I . ドイツ：ネットワーク執行法

ドイツ：ネットワーク執行法 (1) 透明性レポート ①概要

- ドイツ国内の登録者数が200万人以上のソーシャルネットワーキングサービスは、ネットワーク執行法に基づき、透明性レポートを半年に1回公開する義務がある。

Google + ^{*1}	YouTube ^{*2}	Facebook ^{*3} /Instagram ^{*4}	Twitter ^{*5}
<特徴>			
2018年下半期の違反報告数は約2,800件。(2019年4月でサービス廃止。)	Twitterに次いで違反コンテンツ報告件数と削除された件数が多い。2020年上半期の違反報告数は約39万件。	Facebookは、2018年上半期（2018年7月提出）のレポートで、ユーザーからの違反報告数が過小報告されていたため、科料が科された。今後、FSMとの合意の元、監査が入る。2020年上半期の違反報告数は合わせて6,300件。	NetzDGの違反コンテンツ報告件数、削除された件数が最も多い。削除にあたっての判断を外部委託している件数も他の企業と比して多い。2020年上半期の違反報告数は約76万件。
<違法な投稿を防止のための取り組み>			
自動検出と人による報告を併用。画像や映像それぞれに付けられるハッシング（Digital Fingerprint）機能を使用し、違反と判断されたコンテンツの再アップロードを検知する。既に違反と判断されたコンテンツをもとに、2017年6月から機械学習を基盤とした機械での違反コンテンツのスクリーニングを導入。違反のコンテンツが明らかに存在する時に非常に有効。コミュニティガイドラインの作成。	自動検出と人による報告を併用。機械学習による画像の自動検出のほか、児童ポルノの場合はシステム上で、何人が特定のアカウントをブロックしているのか、急に特定のアカウントが子供のアカウントと連絡を取ろうとしているか、などの情報も確認する。コミュニティガイドラインの作成。	自動検出と人による報告を併用。機械学習による自動検出独自のスクリーニングツールを整備。Global internet forum to counter terrorismのデータベースなどを利用している。コミュニティガイドラインの作成。	
<報告への対応に関する社内体制> コミュニティガイドラインで違反するものが第一段階で削除され、削除されなかったものに対してNetzdgの基準との照らし合わせが行われている。			
11人体制の他言語対応なNetzDGチームがドイツに在籍している。	66人体制の他言語対応なNetzDGチームがドイツに在籍している。	19人で構成される2部体制のチームが世界3拠点に置かれている。	50名以上の他言語対応のチームが存在している。

<参照>

*1 <https://transparencyreport.google.com/netzdg/googleplus?hl=en>

*2 <https://www.facebook.com/help/285230728652028>

*3 https://about.fb.com/wp-content/uploads/2020/07/facebook_netzdg_July_2020_English.pdf

*4 <https://www.facebook.com/help/instagram/130785144276082>

*5 <https://transparency.twitter.com/content/dam/transparency-twitter/archive/data/download-netzdg-report/netzdg-jan-jun-2020.pdf>

ドイツ：ネットワーク執行法 (1) 透明性レポート ②対応件数

- ネットワーク執行法に基づく透明性レポートでは、期間の間での違反報告数や削除した件数などが記載されている。主要事業者が公表している対応件数は以下のとおり。

		Google+ ^{*1}	YouTube ^{*2}	Facebook ^{*3}	Instagram ^{*4}	Twitter ^{*5}
違反報告の総件数 (直近1年間)		5,604	666,302	7,379	2,390	1,609,242
違反報告のうち、 利用者からの報告(内数)		5,511	455,856	5,950	1,907	1,505,484
違反報告のうち、 苦情処理機関からの報告(内数)		93	210,446	1,429	483	103,758
直近1年間削除した件数 (報告の総件数に対する削除率)		2,779 (50%)	162,721 (24%)	3,351 (45%)	1,288 (54%)	259,473 (16%)
削除 件数 の内 訳	24時間以内に削除したもの (削除総数における割合)	2,638 (95%)	150,015 (92%)	4,762 (90%)	1,365 (74%)	226,588 (87%)
	48時間以内に削除したもの (削除総数における割合)	86 (3%)	4,388 (3%)	273 (5%)	265 (14%)	28,507 (11%)
	1週間以内に削除したもの (削除総数における割合)	40 (1%)	5,385 (3%)	220 (4%)	172 (9%)	4,004 (2%)
	1週間より後に削除したもの (削除総数における割合)	15 (1%)	2,933 (2%)	40 (1%)	44 (2%)	298 (0.1%)
データ参照期間		2018年1月～12月	2019年7月～2020年6月	2019年7月～2020年6月	2019年7月～2020年6月	2019年7月～2020年6月

<出典>

*1 <https://transparencyreport.google.com/netzdg/googleplus?hl=en>

*2 <https://www.facebook.com/help/285230728652028>

*3 https://about.fb.com/wp-content/uploads/2020/07/facebook_netzdg_July_2020_English.pdf

*4 <https://www.facebook.com/help/instagram/130785144276082>

*5 <https://transparency.twitter.com/content/dam/transparency-twitter/archive/data/download-netzdg-report/netzdg-jan-jun-2020.pdf>

ドイツ：ネットワーク執行法（２）執行状況 ①認定自主機関の運用状況

- 各事業者で判断しかねる事例については、認定自主機関(FSM)に相談して、判断を委ねている。2020年には以下の13件の相談があった。

	時期	判断の対象	相談内容	結果	判断の理由
1	4月	動画	風刺の形態をとり、個人をナチスだと侮辱した内容。	違法	ドイツ刑法185条の侮辱罪に該当。
2	5月	動画	・禁止されている色の旗が使用。 ・武装抵抗を今後行うという旨の内容。	合法	黒白赤の旗が、禁止されている国家社会主義組織の紋章になるわけではない。武装抵抗予告に具体性がなく、犯罪煽動ではない。
3	5月	動画	被験者に公共の場で「持病でマスクが着用できない」と偽り買い物をさせるコロナ実験。	合法	マスク着用の義務は軽犯罪として処理されるため、ドイツ刑法11条の犯罪行為の対象にはならない。
4	5月	動画	道路脇の速度計の上に湿った新聞を置き、速度計が不要であるという内容。	違法	ドイツ刑法111条の犯罪行為への公然の扇動と316条の公務妨害に該当。
5	6月	動画へのコメント	中傷的な言葉を用いた政党批判。	違法	ドイツ刑法185条の侮辱罪に該当。
6	7月	動画	大臣とジャーナリストに対する揶揄表現。	合法	公人に対する批判の範囲内。侮辱罪には該当しない。
7	7月	動画	ある暴力事件の加害者について話す文脈で、シリア難民などの単語が批判的に使用された。	合法	批判の対象は一般的な移民の行動ではなく、加害者の行為に限定されている。
8	9月	動画	ファシスト指導者と関係者に対する暴力の煽動。	違法	ドイツ刑111条の公衆の挑発、223条の人に対する暴力、241条の犯罪脅迫、303条の財産に対する損害に該当。
9	9月	動画へのコメント	具体的な日程での政治デモの呼びかけ。	合法	具体的な行動の提示だが、社会情勢に対する一般的な意見である。公衆の挑発や犯罪の脅迫には該当しない。
10	11月	音声	ヒトラーの側近の顔写真を用いた企業CEOの風刺。	合法	公人に対する批判の範囲内。侮辱罪には該当しない。
11	11月	動画	デモでの、特定の警官の暴力的な行動の非難。	合法	警察は、名誉違反の対象外。故意的な名誉毀損ではない。
12	11月	動画	禁止されていると思われる団体の抗議行動。	合法	憲法の秩序に反する組織であるかが動画からは判断できない。違憲組織のプロパガンダ資料の流布には該当しない。
13	11月	動画	デモで負傷した少女に焦点を当てた動画。	合法	動画の主軸は警察非難であり、被写体の生活が侵害されていない。写真撮影によるプライバシー侵害と侮辱罪には該当しない。

ドイツ：ネットワーク執行法 (2) 執行状況 ②過料の執行事例

- Facebookが提出した透明性レポートについて、内容に不備があるとして、司法当局はFacebookに罰金を科した。これまで罰金が課せられた事例はこの1件のみ。

＜執行状況の概要＞

ドイツ連邦司法庁(BfJ)において、2020年7月30日までの間に1,462件の過料手続が係属し、過料が科されたのは1件のみ。1,353件は、「苦情にもかかわらずコンテンツが削除されていない」という苦情申立人による申立に基づいて手続が開始されたもの。これらの手続においては、連邦司法庁は、コンテンツが削除されなかったことが「制度上の機能不全」に基づく場合に、秩序違反が認められると判断する。109件は、連邦司法庁の職権により開始した手続。

＜FBへの執行＞

連邦司法庁は、Facebook社の2018年上半期の透明性レポート(2018年7月提出)が、提出すべき情報の要件を満たしていないと指摘した。主な指摘点は以下のとおり。

- ユーザーからの違反コンテンツ報告の一部しかレポートに掲載されていない。
 - ・ 他の事業者と比較しても明らかにFacebookからの報告数が少なく、ユーザーからの報告全てがレポートに掲載されていない。
 - ・ Facebookには、通常の違反コンテンツ報告経路と、ネットワーク執行法専用の報告経路の2つが存在するが、透明性レポートには後者からの報告しか記載されていない。後者の経路は、どこに設置されているのかがユーザーにとって分かりにくい。
- 組織の体制についての記載が不十分。
 - ・ 社内で違反報告コンテンツに対応する担当者についての記載や、担当責任者に対するトレーニングに関しての説明が不十分。
- 違反報告に社内に対処する際の手順についての説明が不十分。
- 違反報告を行った人と、コンテンツを投稿したユーザーに対しての通知方法に関する説明が不十分。

＜事業者側からの異議申し立て＞

Facebook側は、透明性レポートに含むべき内容が同法の中で明確に規定されていないとして異議を申し立てた。

＜司法当局の判断＞

司法当局は、Facebookに対して200万ユーロの罰金支払いを命じた。

＜出典＞ https://www.bundesjustizamt.de/DE/Presse/Archiv/2019/20190702_EN.html
<https://www.loc.gov/law/foreign-news/article/germany-facebook-found-in-violation-of-anti-fake-news-law/>

ドイツ：ネットワーク執行法 (3) 評価レポート

- 2017年10月1日に発効した ネットワーク施行法では、発効後3年以内(2020年10月1日まで)に同法を評価した報告書を連邦政府が連邦議会に提出することが定められている。これに基づき、2020年9月9日にネットワーク執行法の評価レポートが連邦司法・消費者保護省(BMJV)により提出され、閣議決定された。

<レポートの概要>

(1) 第三者たる法律家による意見書

- ・ ネットワーク執行法の目的はかなりの程度で達成されており、プラットフォームなどのオンラインの共有サービスプロバイダの違反報告の管理と公的説明責任が大幅に改善された。
- ・ 規則の詳細な実行はまだ不十分であるが、法の構造的な脆弱性によるものではなく、プラットフォームによる実施の部分的な不十分さによるものである。

(2) 連邦司法庁(BfJ)の知見

- ・ ソーシャルネットワークサービスのプロバイダは同法による規制を真摯に受け止めており、この法律は有効。
- ・ 透明性レポートに関しては、各社が掲載する情報についての真偽性の検証ができないため、情報が提供されたかどうかを評価することしかできない。

(3) 共有サービスプロバイダによって公開された報告書(2019年下半年期まで)

- ・ 対象となったプロバイダはFacebook、Instagram、Twitter、YouTube、Soundcloud、Change.org、Google+、Jodel、Reddit、TikTok。

(4) 連邦統計庁による達成費用評価

- ・ 履行コストは、自動化の適用により同法の導入時に推定されたものよりも低く、また、違反報告の数が予想よりもかなり少ないため、行政負担も推定額より約50%低い。

(5) 改善の必要性

- ・ オーバーブロッキングをモニタリングし、機械による誤った判断を最低限に留めるために、プラットフォームの違反報告に対しての判断・対処を見直すことができるようなセキュリティのメカニズムが求められる。今後必要なアクションは、違反コンテンツの報告経路をよりユーザーにとって使いやすくすること、連邦司法省(BfJ)の裁量の拡大など、既存の規則の改善と発展である。

<参照> https://www.bmjv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/090920_Evaluierung-NetzDG.html

ドイツ：ネットワーク執行法 (3) 評価レポート (続き)

<レポートの概要 (続き) >

○オーバーストッキングについて

- ネットワーク執行法制定時の議論の中では、過料という制裁により、過剰な削除(オーバーストッキング)への懸念があった。
- しかし、現時点では、オーバーストッキングの兆候は認められない。
- 苦情申立ての対象となったコンテンツのうち削除又は凍結されたものの割合は、(SNS提供者ごとの幅はあるものの)どちらかといえば少なく、約20%のみであった。苦情申立に基づくコンテンツの削除等がほぼ自動的に認められることなどが危惧されていたが、そのような事態には至っていない。
- 既に現時点でも、ネットワーク執行法上、オーバーストッキング防止のための複数のメカニズムがある。例えば、ネットワーク執行法に基づく過料のガイドライン(2018年3月22日付け)では、「制度上の機能不全」が認められて初めて、違法なコンテンツを削除しないことを理由とする過料が科されることになる旨を明らかにした。そのため、SNS提供者に対し、個々の誤った判断を理由として過料を科されることにはならない。
- しかしながら、オーバーストッキングの危険については、常に、また、将来においても真摯に考慮しなければならない。SNS提供者の一部は、コンテンツの削除又は凍結の判断に関し、自ら再検証制度を整えていると説明しているが、この再検証制度については、現在進行中の法改正手続を経て、その他のSNS提供者にも拡大されるべきである。また、かかる制度の制定により、コンテンツに関して苦情を申し立てられた利用者の聴取が保障されることにもなり得る。

<ランブレヒト司法・消費者保護省大臣のコメント>

- 評価レポートによって、ネットワーク執行法がオーバーストッキングなどの副作用をもたらすことなく機能しており、違反コンテンツの対処が改善したことが明らかになった。同時に改善の余地も示されたが、「右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案」やネットワーク執行法改正によって対応できる。
- 今後はユーザーの権利を強化し、報告された投稿の削除・維持に関するプロバイダの判断に対してユーザーが再審議を提案する方法が整備される。違反コンテンツの報告方法をより簡易化することで、より違反コンテンツの摘発が進むだろう。

<参照> https://www.bmjv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/090920_Evaluierung-NetzDG.html

ドイツ：ネットワーク執行法 （４）法改正の動向・経緯

- 欧州の視聴覚メディアサービス指令への対応と、これまでのネットワーク執行法への評価に鑑み、2017年に発効したネットワーク執行法は2020年に改正され、さらなる厳格化が行われた。

<経緯>

2020年2月	連邦政府が、「右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案」の草案を承認。
2020年4月1日	連邦政府が、ネットワーク執行法の改正案を可決。
2020年6月	緑の党が、改正案の修正案「クイックフリーズ案」を提出するが、否決。
2020年6月	連邦議会が、「右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案」を可決。
2020年9月	改正ネットワーク執行法が施行。

<改正案の概要>

右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案

- ネットワーク執行法を厳格化し、プラットフォームなどのオンラインの共有サービスプロバイダに対し、従来の違反コンテンツの削除に加えて、**連邦刑事警察庁(BKA)への報告を義務づける**。これにより、オンライン共有サービスプロバイダは、IPアドレスやポート番号などのユーザーデータを送信する必要が発生する。
- **「違法コンテンツに関する報告」という用語の解釈を明確化**する。プロバイダが、比較的分かりにくい場所に設置されたネットワーク執行法専用の報告経路を経由して寄せられた報告のみを同法における「苦情」とみなし、透明性レポートの記載対象範囲を制限してしまわないようにする。

クイックフリーズ案

- 投稿が削除された場合、**ユーザーの内部データがすぐにBKAに送られるのではなく、削除された内容のみが当局に届き**、ユーザーデータは保管（「凍結＝フリーズ」）されて、疑惑の立証や調査を実施する場合に限ってBKAにデータが送られる制度を提案。

改正されたネットワーク執行法

- 「右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案」による修正点を包含する。
- 違法と報告された投稿が削除されず残った場合、**ユーザーが共有サービスプロバイダに判断の見直しを要求できる「カウンタープレゼンテーション」の手順を導入**することを定め、それらを透明性レポートの中で明記するよう規定する。
- また、ユーザーからの報告方法を分かりやすくするなど、**ユーザーフレンドリーな仕組みを整備**することを規定する。
- データ開示の問題を扱う**裁判所が、ソーシャルネットワークのデータ開示義務を命じることができる**ようになる。

「右翼過激主義と憎悪犯罪に関する法案」 https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Pressemitteilungen/DE/2020/021920_GE_Hasskriminalitaet.html
「ネットワーク執行法改正案」 https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2020/040120_NetzDG.html

【参考】 ドイツにおける「ネットワーク執行法」

- 2017年6月、ドイツでは難民の増加に伴う難民に対するSNS上のヘイトスピーチや偽情報等への対策として、2017年にネットワーク執行法が成立した。

対象事業者

- 利用者が任意のコンテンツを他の利用者と共有し、又は一般に公開可能なインターネット上のプラットフォームサービス（ソーシャルネットワーク）を営利目的で運営する事業者。
ただし、ドイツ国内の登録利用者数が200万人未満の事業者は、次の報告義務及び対応義務を負わない。

報告義務

- 年間100以上の苦情を受ける対象事業者は、違法コンテンツに係る苦情の処理について、半年ごとに当該期間を対象とする報告書を作成し、連邦官報及び自身のウェブサイト上で公表しなければならない。

申告のあった違法コンテンツへの対応義務

- 対象事業者は、違法コンテンツ申告のための手続窓口を設けた上、申告があった場合は、直ちに違法性を審査し、原則として以下の期間内に削除又はアクセスブロックをする義務を負う。
 - ① 明らかに違法なコンテンツ： 申告を受けてから24時間以内
 - ② それ以外の違法コンテンツ： 申告を受けてから7日以内
- 対象となる違法コンテンツは、ドイツ刑法の特定の犯罪に該当するものに限られる。

認定自主規制機関

- 対象事業者は、複数のソーシャルネットワーク提供事業者等が設立するなど、認定にあたり一定の要件を満たすことを要する自主規制機関に対し、コンテンツが違法か否かの判断を照会することができる。

過料

- 最大500万ユーロの過料（法人・団体には最大5,000万ユーロ【約65億円】の過料）
- なお、コンテンツが違法であるという事実に基づき、行政庁が過料を科そうとする場合には、コンテンツの違法性について、予め裁判所による先決的決定を得る必要がある。

施行日

- 2017年10月1日

【参考】 ドイツにおける「ネットワーク執行法」の対象となる犯罪

- 以下の犯罪に該当するコンテンツが対象。

- ・ 違憲組織の宣伝資料配布（ドイツ刑法第86条）
- ・ 違憲組織のシンボル使用（第86条a）
- ・ 国家を危険にさらす重大な暴力行為の準備（第89条a）
- ・ 国家を危険にさらす重大な暴力行為の幫助（第91条）
- ・ 国家反逆的偽造（第100条a）
- ・ 犯罪行為への公然の扇動（第111条）
- ・ 犯行を行う旨の脅迫により公の平和を乱す罪（第126条）
- ・ 犯罪組織、テロ組織の形成、外国の犯罪組織やテロ組織に対する没収と剥奪（第129条、第129条a、第129条b）
- ・ 民衆扇動、人種憎悪挑発（第130条）
- ・ 非人道的暴力賞賛表現（第131条）
- ・ 犯罪行為への報酬の支払及び是認（第140条）
- ・ 信条冒涇（第166条）
- ・ 児童ポルノの頒布・取得・所持（第184条b）
（ただし、第184条d（放送、メディア又は遠隔的サービスによるポルノ表現の頒布）に関する範囲）
- ・ 侮辱（第185条）
- ・ 悪評の流布（第186条）
- ・ 中傷（第187条）
- ・ 録画による高度に私的な生活領域の侵害（第201条 a）
- ・ 脅迫（第241条）
- ・ 証拠として重要なデータの偽造（第269条）

【参考】 ドイツにおける「ネットワーク執行法」 法律の内容に関する議論

- ドイツネットワーク執行法に関して、**SNS事業者による過剰な削除**が起きることによって**表現の自由が阻害されることへの懸念**が議論されている。

- ① 削除するのかどうかの判断がSNS事業者にとって困難であること
- ② 削除しないことのリスクがSNS事業者にとって高いこと

過剰な削除が懸念される理由

① SNS事業者にとって削除するのかどうか判断が困難

- ネットワーク執行法における基準（「明らかに違法」等）が不明確
- コンテンツの法律上の違法性の確定が困難（裁判所でも判断が分かれる事例）
- 判断までの期間が短い（明らかに違法なコンテンツの場合：24時間以内）

② SNS事業者にとって削除しないことのリスクが高い

- 軽微な違反であっても過料を科される可能性がある
- 設定されている過料の最高額が高額

過剰な削除の懸念

Ⅱ．フランス：インターネット上のヘイトコンテンツ対策法、 情報操作との戦いに関する法律

フランス・インターネット上のヘイトコンテンツ対策法^{*1} (1) 経緯・対象

- オンライン・ヘイトスピーチに対処することを目的として法改正が行われたが、コンテンツの過剰削除を促進する可能性があるとして、大半の条項が違憲とされた。

^{*1} 提案者(議員)の名前をとり、Loi Avia (The Avia Law、アヴィア法) と通称されている。

<経緯>

年月	事項
2019年3月20日	与党「共和国前進」のレティシア・アヴィア(Laetitia Avia)議員が、フランスではヘイトスピーチに関する法律が定められているが、ソーシャルメディアの台頭に対応していないと指摘し、改正法案を提出。
2020年5月13日	議会(国民会議=下院)がアヴィア議員が提出した法案を可決。
2020年5月18日	60名以上の元老院(上院)議員が事前審査を憲法院に付託。
2020年6月18日	憲法評議会が開催され、専門裁判所の設立以外のほぼすべての条項を違憲として、項目から削除することが決定された。
2020年6月25日	違憲とされた条文を削除し「インターネット上のヘイトコンテンツ対策に関する2020年6月24日付の法律」として公布・施行。 ^{*2}

^{*2} 草案作成者のアヴィア氏は、今後別の法案を提出する意向を示している。

<ヘイト等を含む違法なコンテンツの例>

- 生命・人格に対する侵害等を称揚(擁護)するもの
- 出自又は特定の民族・人種・宗教を理由とした差別・憎悪・暴力を扇動するもの
- 児童ポルノを拡散するもの

<参照>

<https://www.loc.gov/law/foreign-news/article/france-constitutional-court-strikes-down-key-provisions-of-bill-on-hate-speech/>
<https://www.conseil-constitutionnel.fr/decision/2020/2020801DC.htm>
<https://www.legifrance.gouv.fr/jorf/id/JORFTEXT000042031970?r=ekwOgldo3d>
<https://www.nytimes.com/2020/06/18/world/europe/france-internet-hate-speech-regulation.html>

フランス・インターネット上のヘイトコンテンツ対策法 (2) 改正法の内容

- 可決された改正法と違憲審査の内容は以下のとおり。

規定	議会で可決された改正法(5月13日)*1		憲法評議会の判断(6月18日)	
	規定	対象者	違憲判断	判断(概要)
①違法コンテンツの削除等(編集者・ホスティング事業者)	テロの扇動・称揚や児童ポルノ拡散に係る違法コンテンツについて、 行政機関からの通知受領後1時間以内の削除又はアクセス不能化を義務付ける 【デジタル経済信頼法第6-1条の改正】	左記の違法コンテンツの編集者及びホスティングを行う者	違憲	表現の自由及び通信の自由の行使に対する侵害は、その目的のために必要であって、適合したものであり、かつ均衡の取れたものでなければならない。
②罰金額引上	上記①や、違法コンテンツ対策に関するプロバイダの既存の各種義務に違反した者に課す 罰金の額を「7万5000ユーロ」から「25万ユーロ」(法人の場合は最大125万ユーロ)に引き上げる 【デジタル経済信頼法第6条第6項の改正】	(デジタル経済信頼法における)プロバイダ		提出された法案は、 ・ (1時間や24時間という)短時間でコンテンツの違法性の判断と削除等を行わなければならない、 ・ さらに削除が遅れると罰金を科されるため、 プラットフォームのコンテンツ削除を促進してしまう可能性が高く、言論の自由が侵される心配がある。
③違法コンテンツの削除等(オンライン・プラットフォーム)	ヘイト等を含む明らかな違法コンテンツについて、 通報から24時間以内の削除等を義務付け、当該義務に違反した者に25万ユーロの罰金を課す 【デジタル経済信頼法第6-2条の新設】	消費法典第111-7条に規定する「オンライン・プラットフォーム事業者」であって一定以上の活動規模を有する者	違憲	
④CSAによるオンライン・プラットフォームへの命令・罰金	視聴覚高等評議会(CSA)は、 ヘイト等に関する明らかな違法コンテンツのオンライン拡散対策に係る各種義務を遵守させるため命令を行うことができ、当該命令に従わない者に対して最大で「2,000万ユーロ又は前年度世界年間売上高の4%のいずれか高い方を超えない額」の金銭上の制裁を宣告することができる 【1986年通信自由法第17-3条の新設】	オンライン・プラットフォーム事業者	違憲	従って、①、③、④の条項を違憲として、削除を命じる。(※この判断の結果として、②に加え、ヘイトスピーチ担当の検事局を設置する、CSAの下に「ヘイトスピーチ観察局」を設置する、学校においてヘイトスピーチ問題の啓蒙教育を行う、などの条項が維持された。)

*1 第19回研究会 資料1(p.28)による。

フランス・「情報操作との戦いに関する法律」

- 選挙時におけるフェイクニュース対策のための法律が議会で成立した。成立後、上院議員の有志等が憲法評議会に提訴し、一部の規定について限定解釈付きで合憲との判断が示された。

<経緯>

- | | |
|---------------|--|
| ● 2018年1月 | マクロン大統領が法案の構想を発表 |
| ● 2018年7月4日 | 下院にて法案可決 |
| ● 2018年7月26日 | 上院にて否決 |
| ● 2018年11月20日 | 上記を含め上院にて計2回否決されたことにより、両院協議会が開催され、下院の議決により法案成立 |
| ● 2018年11月下旬 | 上院議員約60名及び首相が憲法評議会へ提訴 |
| ● 2018年12月20日 | 憲法評議会が判断を決定 |

<法の対象となる情報（フェイクニュース）の定義>

- 「予定される投票の誠実性を損なうような、不正確若しくは誤解を招く主張又は非難が、オンライン公衆通信サービスを通じて、意図的に、人為的に又は自動的に、大量に伝搬された場合」

<法律の概要>

- 選挙期間内（投票日前3ヶ月）に、上記の情報が拡散されている場合、検察官、候補者等、利害関係者から求めを受けた裁判官は、プラットフォーム事業者に対して送信防止措置を命じることができる。裁判官は申立から48時間以内に停止に関する判断を行わなければならない。
- プラットフォーム事業者は、①アルゴリズムの透明性確保、②スポンサードコンテンツであること及びその資金源・発信主体の情報公開、③虚偽情報を大量に拡散する偽アカウント対策、④拡散メカニズムの情報提供、⑤メディア・情報教育、などの協力義務を負い、これらの実施方法を公表する。
- メディア規制機関であるCSA（視聴覚高等評議会）は、外国政府の支配若しくは影響を受けて放送される（外国が経営権を有する）テレビ又はラジオが意図的に投票の誠実性を損なうような偽情報を放送している場合、放送停止を命じることができる。

<主な反対意見・批判>

- 民主主義を危険にさらし、報道の検閲につながる
- 実務的に、情報内容が虚偽であるか否かを裁判官が48時間以内に判断することは不可能 等

<憲法評議会の判断>

- オンラインプラットフォーム上の送信防止は、「虚偽だと客観的に証明されるもの」のみに適用されうる。「意見」、「パロディ」、「部分的に不正確なもの」、「単純な誇張」は対象から除外される。送信防止は、その情報の不正確又は誤解を招く性質や投票の誠実性を毀損するリスクが明白である場合にのみ正当化される。
- 放送停止は、放送内容が不正確、誤解を招く性質又は投票の誠実性を棄損するリスクが明白である場合に限り認められる。

フランス・「情報操作との戦いに関する法律」の構成

- 「情報操作との戦いに関する法律」（フェイクニュース対策法）は以下の2つの法から構成されている。

法律名	法律の趣旨
LOI organique n°2018-1201 du 22 décembre 2018 relative à la lutte contre la manipulation de l'information (情報の操作に対する戦いに関する2018年12月22日の基本法)	大統領選挙に関する規定のうち、憲法上の規定に関する部分について、基本法（※憲法も基本法の一つ）の形で制定。第1条及び第2条から成る。 https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2018/12/22/2018-1201/jo/texte
LOI n°2018-1202 du 22 décembre 2018 relative à la lutte contre la manipulation de l'information (情報の操作に対する戦いに関する2018年12月22日の法律)	実質的な規定を定めたもので、選挙法典、1986年放送法、教育法典を改正する形をとっている。全20条で構成される。 https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2018/12/22/2018-1201/jo/texte

＜「情報の操作に対する戦いに関する2018年12月22日の法律」の条文構成＞

編	各条の主な規定項目
第Ⅰ編：選挙法典を修正する規定	● 第1条：選挙法典第Ⅰ巻において、L.112条を修正し、L.163-1条、L.163-2条を追加する ● 第2条～第4条：第1条の規定に伴う、参照条文等の修正
第Ⅱ編：1986年放送法*1を修正する規定	● 第5条：1986年放送法33-1条に加筆 ● 第6条：同法に33-1-1条を追加 ● 第7条：同法42-1条（罰則規定）を修正 ● 第8条：同法42-6条（CSA*2による決定・通知・公表）の修正 ● 第9条：同法42-7条における参照条文の修正 ● 第10条：同法42-10条（CSAによる裁判権等）の修正（CSAの処分に従うべき者として、「衛星放送事業者」に加えて「配信事業者」を追加し、また上記条文の規定を盛り込む等）
第Ⅲ編：虚偽の情報の散布に対する戦いにおけるオンラインプラットフォーム事業者の協力義務	● 第11条：オンラインプラットフォーム事業者の義務 ● 第12条：1986年放送法17-1条（CSAの任務）に、本法11条の内容を追加 ● 第13条：オンラインプラットフォーム事業者が代理人（フランス領内における連絡先）を指名する義務 ● 第14条：ランキングアルゴリズム等に関する統計データをオンラインプラットフォーム事業者が公表する義務 ● 第15条：オンラインプラットフォーム事業者・関連事業者との協力協定の締結
第Ⅳ編：メディア・情報教育に関する規定	● 第16条～第18条：教育法典における情報メディア教育に関する規定の修正 ● 第19条：1986年放送法における情報メディア教育に関する規定の修正
第Ⅴ編：海外に関する規定	● 第20条：海外領土への適用に関する規定

*1 「コミュニケーションの自由に関する1986年9月30日の法律」が正式名称

*2 視聴覚高等評議会

【参考】フランス「情報操作との戦いに関する法律」の主な規定(1/3)

編	条	規定項目	概要
第 I 編	第1条	選挙法典における罰則に関する規定（L.112条）の修正	• L.163-1条に違反した場合、1年の禁固及び7万5千ユーロの罰金とする。
		選挙法典に、L.163-1条を追加（オンラインプラットフォーム事業者の情報公開義務）	• 総選挙の月の最初の日の3ヶ月前から投票日までの期間、オンラインプラットフォーム事業者（消費法典L.111-7に該当し、フランス領内からのアクセス数が所定の基準を超えるもの）は、選挙期間内に市民が正しい情報を得、投票が真正なものであるために、以下について、ユーザーに対し、公正で、明確な、透明性のある情報を提供しなければならない： ✓ プラットフォームに対してニュースコンテンツのプロモーションの報酬を支払った者の、個人の身元・法人名、登録した事業所、企業の目的など ✓ 情報コンテンツのプロモーションにおける、ユーザーの個人データの利用 ✓ 受け取った報酬額が所定の金額を超える場合は、その金額 • 情報は、オープンな形式で電子的に公開され、上記期間中は定期的に更新される。 • 詳細は政令（デクレ）で定める。
		選挙法典に、L 163-2条を追加（裁判所への提訴と決定に関する規定）	• 上記期間中、来る投票の真正性に影響を与えるために、不正確な又は誤解させる主張や非難が、故意に、人為的に又は大量かつ自動的に、オンラインの公衆通信サービスを通じて散布された場合、検察官、候補者、政党及び政治団体、利害関係者の申立により、裁判官は、損害賠償とは別に、その散布の中止を命令することができる。 • 暫定的救済のための裁判所の決定は申立から48時間以内に行われなければならない。 • 本条に基づく訴訟は、専ら、政令（デクレ）で定める大審裁判所及び控訴裁判所でのみ行う。

【参考】フランス「情報操作との戦いに関する法律」の主な規定(2/3)

編	条	規定項目	概要
第Ⅱ編	第5条	放送法33-1条に、CSAによる放送権認可に関する協約の締結拒絶に関する規定を追記	- 外国の支配下又は影響下にある法人が認可を申請するラジオやテレビの放送サービスによって、人間の尊厳、他者の自由及び資産、思想及び意見の表現における多元性、青少年の保護、公的秩序の保護、国防その他国家の基本的な利益における必要性に対し深刻なリスクがもたらされる場合、CSAは協約（放送権を認める協約）の締結を拒絶することができる。 - 申請内容を評価するために、CSAは、申請者や子会社、管理法人、管理法人の子会社が他のデジタル公衆通信サービスで編集するコンテンツを考慮に入れることができる。 - 当該放送サービスが、施行されている法令に対する違反を本質的に構成する場合も同様である。
	第6条	放送法に33-1-1条を追加（外国政府の支配下又は影響下にある放送局に対する、CSAによる放送停止命令）	- 選挙（大統領選挙、代議士の総選挙、上院議員選挙、欧州議会議員選挙、国民投票）の月の最初の日の3ヶ月前から投票日までの期間、外国の支配又は影響の下にある法人による放送サービスが、故意に虚偽の情報を散布し、投票の真正性に影響を及ぼそうとしていることがわかった場合、CSAは、当該不正行為を防ぐ又はやめさせることができる。 - この規定の開始を正当化する事実がある場合、CSAは申立の関係者に通知しなければならない。通知を受けた関係者は、48時間以内にコメントを提出することができる。 - CSAの決定が出された場合、当該決定は関係する事業者にも通知され、フランスにおいて放送を行う衛星放送事業者や配信事業者も命令に従わなければならない。
	第8条	放送法42-6条（CSAによる決定と通知）に規定を追加	33-1条（本法第5条参照）に基づき、放送権に関する協約締結の拒絶について正式に決定した後、CSAは決定について公表することができる。 - 外国の支配下又は影響下にある法人が行う放送サービスによる侵害行為について評価するために、CSAは、申請事業者、その子会社、管理法人、管理法人の子会社が他のデジタル公衆通信サービスで編集するコンテンツを考慮に入れることができる。ただし、それらの要素を単独に考慮して決定を行うことはできない。
	第10条	放送法42-10条（CSAによる決定と通知）に規定を追加	- 衛星放送事業者だけでなく、配信サービス事業者を追加 - 外国の支配下又は影響下にある法人によりフランスにおいて行われる放送サービスが、虚偽の情報を拡散させることで国家の基本的利益を損なう恐れがある場合、衛星放送事業者やその他の配信サービス事業者に対し、配信停止を要請することができる。 - 侵害行為について評価するために、裁判官は、サービスの提供者、その子会社、管理法人、管理法人の子会社が他のデジタル公衆通信サービスで編集するコンテンツを考慮に入れることができる。

【参考】フランス「情報操作との戦いに関する法律」の主な規定(3/3)

編	条	規定項目	概要
第Ⅲ編	第11条	オンラインプラットフォーム事業者の義務	- オンラインプラットフォーム事業者（選挙法典L.163-1条に基づく）は、虚偽情報の散布への対応手段を実装しなければならない。 - 特に、第三者のためにプロモーションされているコンテンツについて、上記目的のために必要な情報にユーザーが簡単にアクセスして、知ることができるデバイスを提供しなければならない。 - また、補完的な手段として、以下を含みうる対応策を提供することができる： ✓ アルゴリズムの透明性 ✓ 企業、通信社、映像通信サービス事業者によるプロモーション ✓ 虚偽の情報を大量に宣伝するアカウントの削除 ✓ プラットフォームに対してニュースコンテンツのプロモーションの報酬を支払った者の、個人の身元・法人名、登録した事業所、企業の目的など ✓ 情報コンテンツのプロモーションにおける、ユーザーの個人データの利用 ✓ 情報メディア教育 - これらの措置及びこれら措置に使用される方法は公表される。各事業者は、CSAに対し、これらの手段の実装状況について毎年報告する。 - この条は、海外領土についても適用される。
	第12条	放送法17-1条にCSAの役割を追加	CSAは、オンラインプラットフォーム事業者の義務の履行状況について監視し、定期的に報告書を公表する。
	第13条	オンラインプラットフォーム事業者の代理人指名義務	選挙法典L.163-1条（本法第1条参照）におけるオンラインプラットフォーム事業者は、フランス領内における連絡先となる代理人を指名する義務を負う。
	第14条	オンラインプラットフォーム事業者の統計公表義務	- オンラインプラットフォーム事業者（選挙法典L.163-1条に基づく）は、情報のレコメンデーション、分類、参照に際してアルゴリズムを用いている場合、以下の統計情報を公表しなければならない。 ✓ レコメンデーション、分類、参照等を用いずに直接アクセスした部分 ✓ プラットフォーム内部の検索エンジンや、レコメンデーション・分類・参照のアルゴリズムの結果として生じた間接的なアクセスの比率